

## 【技能講習の実施における外国語補助教材の使用上の留意事項について】

外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施については、令和2年3月31日付け基発0330第43号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により通知され、また、令和2年4月8日付け基安安発第1号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施に係る周知等について」により、厚生労働省委託事業で作成した外国語の補助教材の登録教習機関等への周知をお願いしております。

今般、当該補助教材の活用にあたっての追加の留意事項を下記のとおり示されたので、各都道府県労働局から技能講習を実施する登録教習機関に対し、別添を参考までに周知します。

### 記

補助教材(補助テキスト、講習用パワーポイント、実務用語集、修了試験の例題集)のうち、「補助テキスト」の活用にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 補助教材のみを使用しての講習は講習内容に不足が生じるおそれがあるため避けることとし、登録教習機関が通常用いるテキスト・教本と併せて使用すること。
- ② 補助テキストと整合の取れたテキスト・教本を使用することが効果的であること。

※[別添\(pdf\)](#)

※厚生労働省ホームページ「技能講習補助教材」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

※(参考)[令和2年3月31日付け基発0330第43号「外国人の日本語に理解力に配慮した技能講習の実施について」\(pdf\)](#)